

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢巾町長 高橋昌造

市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	桜屋 (桜屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田地帯であり、ほ場整備も終了し平均区画は30aとなっている。2年ブロックローテーションにより転作作物として小麦、そばを取り組んでおり省力化によるコスト削減に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を基幹に小麦、そばのほか、飼料作物等に取り組みことで耕畜が連携した複合化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	93.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の農業を担う者のうち、特に集落営農組織、認定農業者の間で集約を進め、農業委員会及び農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域の声を踏まえながら必要に応じて対応する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

水稻については農地中間管理機構を通じて地域内において耕作者を募るほか地域内で広く人材を集め矢巾町及び岩手中央農協と連携し育成する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

そばの刈り取りについては作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境に負荷のかからない農業を減らした環境保全の取り組みを行う
③ドローンをはじめとする省力化に資する取り組みを推進する。
⑦多面的組織と連携を図り農地の保全を図る。